

## 補充立候補制度等のあり方についての論点について(案)

1 選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方について

## (1) 補充立候補の届出期間の延長について

- 現行法上、選挙の期日前3日まで(町村の選挙については、選挙の期日前2日まで)とされている補充立候補の届出期間を延長することについて、どう考えるか。

## (2) 選挙期日の延期について

- 現行法上、長の選挙において、候補者が補充立候補届出期間の最終日現在に2人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は辞したものとみなされたため候補者が1人となったときに選挙期日を延期し、更に補充立候補を認めることとされているが、この延期事由を拡大することについて、どう考えるか。

2 選挙期間中に候補者が死亡した場合において、それまでに行われた期日前投票・不在者投票について

- 選挙期間中に候補者が死亡した場合において、それまでに行われた期日前投票・不在者投票のやり直しを認めるべきとの意見について、どう考えるか。

3 首長選挙において、法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方について

- 現行法上、長の選挙において、最多得票者が1/4以上の得票を得られない場合には、再選挙が繰り返され、首長不在の期間が長期化するという懸念が示されていることについて、どう考えるか。
- 再選挙が繰り返されることを避けるため、首長選挙に決選投票制度を導入することについて、どう考えるか。